

をもつて教えることを余儀なくされていた開成学校時代においては、彼等の目的は到底達成しえないものであつたのである。いかえるならば、この目的が到達されそうにもなかつたからこそ開成学校の大学昇格が長いこと見送られてきたともいえるのである。とすれば、開成学校が東京大学に昇格したことは、それ自体、すくなくとも、大学においても、やがては、日本語をもつて教授する可能性が生じてきたことを意味するものであつたと考えられるのである。このようにしてみると、小学校→外国語学校（又は英語学校）→開成学校というコースは、開成学校の大学昇格によつて、当然、是正されるべきものであつたのである。しかもこの小学校→外国語学校（英語学校）→開成学校というコースには実際に一つの顕著な弊害があらわれはじめてきていたのである。すなわち「他邦の語を以て其學術を改修するは極めて難事なるに因り我國の言語文章に至りては往々充分に研究するに暇あらず以つて英語を善くするものは邦文を善くせざるの弊あり夫れ其学を修め其智を広むるも之を口に弁じ之を書に筆する能はざれば到底活用を為す能はず⁽²⁰⁷⁾」といつた状態がみられるようになっていたのである。それは、ちょうど、アメリカのラテン・グラマー・スクールにおいては、全てのエネルギーが完全にフアン語の訓練にのみ費されていたため役にも立たぬラテン語にはなんとか通じ得るようになっても、母国語である英語の方の力が不十分なものとなる傾向が認められるようになり、そのことが、早くから批判の対象となつていたことと一脈通ずる現象であつたといふことができるのである。たゞし、当時の我国にあつては、アメリカのラテン・グラマー・スクールの教育が知的能力の一般的訓練（general faculty training）のためにのみ重視されてきたのは異り、東京大学の設置自体が、「泰西の諸學術を講究する⁽²⁰⁹⁾」こと、及び「是れを我に移す⁽²¹⁰⁾」という實際的な目的をもつものであつたから勢い外国語、特に英語の修得は、現実的な意味に

においても必須のこととなつていつたのである。しかし、それと同時に外国語特に英語の修得のみを専らとする外国語学校並びに英語学校における教育が高等教育のための予備校としては、全く不十分なものであることも、次第に自覚されつつあつたのである。しかして、このような自覚から未来の指導者達に対して外国語による教育の外に「国典及び漢籍を讀ましめ邦文を綴らし⁽²¹¹⁾」め、更に、「邦語英語をもつて講談する等⁽²¹²⁾」のことが試みられるようになっていたのである。しかして、このような訓練は、特に予備門の段階においてなされるべきものとされたものと考えられるのである。このような考え方の変化は、東京英語学校時代の教則と東京大学の予備門となつて以後定められた教則とを比較してみるならば、明らかなことといえるのである。すなわち、語学の修得のみを目的とする英語学校時代の教則にもとづく教育内容は、ともすると初等教育程度のものにとどまる傾向が見受けられたのであるが、それに比して、予備門となつてからの教則による教育内容は一段と高められており、中等教育らしいものとなつていたのである。と同時に、それには、和漢学、日本地誌要略、国史らん要、日本外史、日本政記、元明史略、通鑑らん要といつた学科目が新たに加えられており、いかにも日本の中等学校のカリキュラムらしいものとなつていたのである。⁽²¹³⁾

このような改革の中に我々はフルベッキ時代の外国語による教育を正則とし、日本語による教育を変則とするといつた考え方を否定し、外国語による教育は、知識の普及を妨げ、それを限られた特権階級の者にもみ奉仕させる恐れがあるという理由から、通弁学校的性格のものを除き、すべて一時的、便宜的なものとすべきであると主張し、更に、日本語による教育の普及徹底を計つてこそ、日本は、西洋諸国に発達した教育の成果を我がものとする事が出来ると強調してやまなかつたマーレイの助言の一つの成果と認めざるを得ないのである。このような彼の考え方をおし進めてゆけば、進学学校とし

ての外国語学校、英語学校は、開成学校の東京大学昇格と共に、当然、廃止されなければならなかつたといえるのである。もつとも、東京大学の予備門となつたからといつて、それまで英語によつて行われていた教育がすぐさま日本語による教育に切りかえられたわけではなかつたけれども、すくなくとも、「邦語を用いて教導するを以て目的とすと雖も現今の事情已むを得ず姑く英語を専用し且法蘭西、日耳曼の二語中其一を兼習せしむ⁽²¹⁴⁾」という意識は、より一層強化されたといわざるを得ないのである。しかもこのような努力は、アメリカのラテン・グラマー・スクールとアカデミーとの抗争の歴史に照らして、もし外国語による教育を主流とすることを許すならば、中等及び高等教育を一握りの特権階級にのみ奉仕させる結果を招き、かつ中等教育及び高等教育機関の閉鎖的性格をより著しいものとする恐れがあるというマーレイらの意識に支えられたものであつたことはいうまでもないことである。

しかし、結果的には、先にも述べたごとく東京大学の法文理、三学部への道は、東京大学予備門にのみしぼられることとなり、更に予備門における給費性が廃止されたため、教的にも、地域的にも又経済的にも、東京大学進学への道は狭き門となり、その閉鎖性を増大することになつたことは否定しえないことである。しかし、それはどこまでも、財政的理由によるものであり、すくなくとも、当時、関係当局者達が、三学部への道を出るだけ広げようとする努力はしても、それを意図的に閉ざそうとしていたわけではなかつたことは、いまさらいうまでもないことである。確かに、当時、設けられた大学予科の制度が、結果的には、二重学校的な学校体制を生むことになり、学校制度全体を閉鎖的色彩の濃いものとし、その後起つた学制改革問題の中心問題となつたことは疑いえない事実である。⁽²¹⁵⁾しかし、ここで注意しておきたいことは、予科を設けること自体が、すぐさま学校制度全体を閉鎖的、排他的にするものではないという

ことである。それは、ラトガス大学と、その予科といえるラトガス・グラマー・スクールとの関係をもても明らかなことである。というのは、ラトガスに留学した日本人学生の足どりを辿つても明らかなように、ラトガス大学に入るのにラトガス・グラマー・スクールに入らなければならないということもなかつたし、又逆に、ラトガス・グラマー・スクールに入つたからといつて、ラトガス大学に進学するのが当然であるということもなかつたからである。例えば、ロンドンから、ニューブランズウィックに渡つた、畠山義成、吉田清成、松村淳蔵の場合をみても、畠山と吉田は、グラマー・スクールに入ることをなして直接大学に入ることを許されている一方、松村の方は、グラマー・スクールでしばらく学んでおり、その後大学に入ることを許されているがラトガス大学には一年学んだだけでその後はアナポリスの海軍兵学校に移つており、又横井兄弟の場合は、グラマー・スクールでただ数ヶ月学んだだけで、松村と同様、海軍兵学校に入つていたのである。又、神田乃武折田彦一、山川建次郎の場合は、それぞれ、アマースト大学、プリンストン大学、イエール大学に進学しており、富田鉄之助は、ホイットニー・ビジネス・カレッジに、山本ジュスケは、ポリテクニク・インスティテュートに学んでいるのである。これらの事実からも、明らかなように、彼等は、それぞれの能力と興味とに応じて、自由に、ラトガス大学以外の大学を選ぶことができたのである。⁽²¹⁶⁾

マーレイは用いられる言語の相異によつてあれ、社会経済的な格差によつてあれ、あるいは性別によつてあれ、何らかの障壁によつて知識の普及が妨げられ、知識が一部の人のためのみになることを非常におそれていたから、もし、予科制度を設けることによつて、排他的閉鎖的傾向が生ずることを知つていたならば、彼はそのような制度を設けることには、おそらく反対したであらうと考えられるのである。しかし、ラトガスのグラマー・スクールのような極めて開放的な予科を知つていたマーレイにと

つて、東京大学に予備門を設けることによつて、学校制度全体が、極めて閉鎖的なものとなり、後になつて学制改革問題の中心となるなどとは思つてもみなかつたものと考えられるのである。

しかも、予備門の管理者である主管の任に囑せられたのは服部一三であつたが、彼は、ラトガス大学の科学過程 (scientific course) の修業年限が3年から4年に延長され、科学過程修了者にも学士 (Bachelor of Science) の称号が授与されるようになつた(218)ちよりど次の年、つまり1871年に大学入学を許され、4年後の1875年にはその全課程をおえることのできた最初の日本人であつたのである。(219)従つて彼が、ラトガスのグラマー・スクールのもつ開放的性格の良さを知らないはずはなかつたのである。結局、予科の閉鎖性は、私人及び私的団体に委ねられ、特に、富裕なる平民 (Men of wealth) とりわけ、豊かで公共的精神を持つ商人 (wealthy and public spirited marchants) や実業家 (men of enterprise) が中心となつて設置し、維持すべく期待されていた中学が、マーレイの期待通りの発達をとげることが出来ず、大学学部が、公開試験を行つても、「他より入学するものなし(220)」という状態にあつたためなのである。しかして、その理由は、たゞ「学科高尚なるが為め十分の予科を経て修業せし者に非ざるよりは、容易に入学すること能はざる」(221)ためであつたのである。つまり、大学は東京大学ただ一つであり、更に、そこに入学するに必要な準備教育を行いうる官立の中学は、事実上、東京大学予備門ただ一つとなり、これと競い得る私立や公立の中学は、いまだ設立されてはいなかつたのである。これが、東京大学予備門に進学準備校としての独走を許す結果を招き、それが、その閉鎖性と独善性とを助長する原因となつたものと考えられるのである。マーレイらの努力にもかかわらず、我国の教育制度を、事実上二重構造にしたものは、つまるところ、一つに、国家財政の貧困であり、二つ

には、富裕なる平民が、学問を攻擧せんとする志気を欠いており、官立の学校に対抗しうるほどの学校を設置維持しようとする意志並びに経済力を欠いていたことであつたといわざるを得ないのである。

第三節 自然の貴族制確立の困難さ

かくして、個々人にとつて有用な知識をあまねく普及することを第一の条件として、その基礎の上に、ピラミッド型の学校制度を構築することによつて、自然の貴族制を実現しようとする「学制」の試みは、当局者達の努力にもかかわらず、まず第一の個々人にとつて有用な知識をあまねく普及させるという目的を充分達成することに失敗したため、それを基盤として、エリートの育成をはかるという第二の目的も充分には達成することが出来なくなつたといえるのである。しかして、我国の教育制度は、マーレイをはじめ当局者の意に反して、第一の目的を充分には達成し得ぬまま、第二の目的の達成により力を注がざるをえなくなり、結局、学校制度の二重構造の発生を許容することになつたといえるのである。ところで第一の目的を充分に達成しえなかつた原因は、なんといつても、個々人にとつて日常生活に有用な知識の普及を目的としながら、それが、主として、一般の人々には、極めてなじみの薄い西洋において発達した知識技能であつたため、当局者達の涙ぐましい努力にもかかわらず、未消化のまま持ち込まれるケースが多く、当局者達の意に反して、なじみの薄い従つて一般の人々にとつては無用の知識の普及をはかることになるといふ皮肉な結果を招くことになり、更に、西南戦争による極度の財政難のため、当局者達による啓蒙運動も充分には行われず、そのために人々に、なじみの薄い日常生活には直接役に立たぬ知識を、押売りする結果を招き、人々の強い反感を買うことになつたといわざるを得ないのである。つまり「学制」の実施のためには、すくなくとも乗りこえねばならぬ二つの大きな障害があつたと

いえるのである。一つは、なじみの薄い外国の知識技能の移入とその普及という障害であり、いま一つは、財政面における障害であつたのである。第一の障害は、我国教育の近代化における固有の障害であり宿命であつたのであるが、第二の障害はより普遍的な問題であり、実は、アメリカにおいても認められた顕著な傾向であつたのである。

つまり1779年にジェファソンによつて描かれた理念が一応その外形を整え無償の税金によつてまかなわれる小学校を基盤として、その上に同様に税金によつてまかなわれる公立高等学校が位置づけられ、更に、その上に州立大学が積みあげられることになつたのは、約80年を経過した1860年頃のことであり、⁽²²²⁾しかも中等教育機関のための課税が認められ、その無償制が一般的になつたのは1874年のカラマーゾーの判決以後のことである。このことについて、コナント博士は、ジェファソンの考え出した新しい教育制度の型 (a new educational pattern) には、すくなくとも4つの目的が含まれており、そのうち19世紀において問題とされ、かつその達成が試みられたのは、そのうちわずかに2つのみであつたといつてゐるのである。すなわちその4つの目的のうちの第一は未来の市民全てに無償で教育を受ける小学校を設置することであり、その第二は、経済的には貧しいが、しかし、能力のある生徒を選別しこれを公費で教育する中等教育機関つまり、選別過程 (selective process) を設けることであり、その第三は、この選別過程を通じて送りこまれる能力ある生徒を国費で教育し、その受けた教育をもつて、国のために奉仕せしめるための大学を設けることであり、その第四は、第三の目的にいう学生と共に、自費で教育を受ける力のある学生をも教育しうる真の大学を設立することであるといつてゐるのである。⁽²²³⁾しかして、これら4つの目的のうち、19世紀において問題とされその実施が試みら

れたのは、第一の目的と第四の目的のみであり、第二、第三の目的は共に達成されなかつたばかりでなく、あまり問題にもされず、結局、20世紀つまり現代の課題として残されたといつてゐるのである。すなわち、公的な教育機関としての中等教育機関の充実、アメリカにおいても、初等教育機関や高等教育機関の充実よりはるかに遅れており、事実、マーレイの来日した頃には、半公半私性格のアカデミーから公立学校としての高等学校への転換期にあつたわけで、いまだそれは能力の選別並びに育成のための機関 (selecting agency) として公的な機能を充分に発揮しうるまでに至つてはいなかつたといえるのである。

更に興味深い点は、第一の目的と第四の目的の達成のされかたである。ジェファソンは4つの目的を盛り込んだ教育法案を1779年にヴァージニアの州議会に提出して以来、50年にわたつてその実現のための努力を続けていたといえるのであるが、彼の生存中に、ヴァージニアにおいて実現しえたものは、4つの目的のうち、わずかに第四の目的の一つのみであつたのである。いうまでもなく、ジェファソンは、最初第一の目的の実現に最も力を注いでおり、ヴァージニア州議会は、1796年に「ヴァージニアに公立学校を設立するための法律」(An Act to Establish Public Schools in Virginia)⁽²²⁴⁾を成立させているのである。しかし、この法律は、その第五条に、この法律を施行するか否かの権限を各郡毎に選出される学務委員 (aldermen) に与える旨の規定を含んでいたのである。実際に、この法律が忠実に実施されることはなく、結局有名無実となつてしまつていたのである。というのは、学務委員が、概して富裕な階級に属する人々であり、その子弟の教育は、家庭教師によるか、あるいは私立学校へ送りこむことによつて行われていたため、公立学校の必要を全く感じない人々に占められていたからである。⁽²²⁵⁾その後、1818年には、貧しい子供達を無償で教育するための州の特別基金 (a special state

fund -Literary Fund)を設立するための法律が制定され、45,000ドルがそのために割り当てられ、更に、同じ年に、ジェファソンの反対党であるフェデラリスト(Federalist)マーサー(Charles Fenton Mercer)によつて公共学校制度樹立のための法律案(Bill for Establishing a System of Public Education)が、ヴァージニア州議会に提出され、下院を通過し、上院においても、7:7の同点にまで漕ぎつけ、まさにいま一息で公立学校制度がフェデラリストの手でヴァージニアにおいても、確立されようとした時期があつたのであるが、ジェファソンは、法案が、あまりに集権的であるという理由から、これに反対し、マーサー案を流産せしめているのである。⁽²²⁶⁾その結果、貧民の子弟の教育のために設けられた基金は新たに設けられることになつていたヴァージニア大学の設立のために使用されることになつてしまつていたのである。ジェファソンが、このような態度をとつたのは、結局、基金が、二つの目的を同時に達成するためには、あまりに僅少であつたためであるといわれており、コナント博士も年老いてからのジェファソンが、ヴァージニア大学の設立にのみ力を注ぐよになつたことは、ヴァージニア州の当時の財政事情を考える時、極めて妥当な判断にもとづくものであつたといつていのである。⁽²²⁷⁾というのは、最初大学のために割り当てられた基金は、15,000ドルにすぎず、財政上の奇蹟でも起らないかぎり、公立小学校制度の確立と州立大学の設置という二つの目的を同時に達成することはとうてい不可能であつたらうと考えられるからである。⁽²²⁸⁾しかして、ヴァージニア州においては、ジェファソンの偉大なる政治力をもつてしても、たしかに高等教育機関に関してはヴァージニア大学という、当時、北部における伝統ある私立大学ハーヴァード、イエールとも比肩しうる州立大学を設立し、州立大学のモデルともいふべきものを提供することはできたけれども、⁽²³⁰⁾公立小学校制度の確立の方は、他州に比して、はるかに遅れをとり、皮肉

にも他州の成果に刺戟されながら、1870年以降になつて、かろうじて公立小学校制度の基礎が何とか確立されるといつた状態にあつたのである。⁽²³¹⁾しかして、これは、自然の貴族制を主張するジェファソン案の当然の帰結であつたともいえるのである。と同時に、我々は、「学制」がヴァージニア州におけるジェファソン案とほぼ同様の運命を辿らざるをえなかつたことを認めざるを得ないのである。

ところで、ジェファソン案の4つの目的のうち19世紀中に問題とされほゞその実現をみたといわれているいま一つの目的、つまり、すべての子供に無償で初等教育を与える公立小学校制度を確立すること、すなわち、有用な知識を普及させることについてみるならば、ジェファソン自身が最も力を入れていた、しかして、そのためこそその名を教育史上にとどめることになつたこの第一の目的が、ヴァージニア州においては、彼の生存中には、ついに達成されず全く失敗におわつたことはすでにみてきた通りである。しからば、この目的は、19世紀中にヴァージニア州以外において、どのような経路をたどつて実現されることになつたのであろうか。興味ある事は、それが直接ジェファソンの青写真にもとづいて実現されたものではけつしてなく、むしろ、ジェファソン流の考え方の修正ないしは否定という形において実現されたものであることは、注目に値する点といわざるを得ない。というのは、この間の事情をよくわきまえておくことは、我国における「学制」の改革、すなわち、「教育令」制定の性格を理解する上にもすくなからず役に立つものと考えられるからである。

アメリカにおいて、ジェファソン案のうちの第一の目的達成のための運動が華々しく展開されたのは、時期的にみるならば、ジェファソン流のリパブリカニズムにかわつて、ジャクソン流のリベラリズムの勃興してきた19世紀の30年代、および40年代のことであり、又地域的にみるならば、その運動の中心となつたの

は、いうまでもなく、ニューイングランド地方、とりわけマサチューセッツの諸都市であり、更に、ニューヨークやペンシルヴァニアをはじめとするその他の州の商工業都市並びに開港都市であつたといふことができるのである。しかし、この運動を支えた人々の中には様々な階層に属していた人々を見出すことができるのであるが、まず、その第一に数えられなければならないのは、これらの都市において、急速な発達を遂げつつあつた無数の小規模工場で働く労働者達の群であり、その第二は、彼等の提供する労働力を必要としていた事業主達であり、その第三としては、これら2つのグループの異つた教育要求を巧みに組織し、方向づける役割を果たしたホレス・マンやヘンリー・バーナードらに代表される教育専門家達であつたといえるのである。⁽²³²⁾以上3つのグループの人々のうち前者は、主として経済的な必要から、強く有用な知識の普及を欲していた人々であつたといえるのである。しかし、そのうち第一のグループは財産並びに生産手段をもたない、従つて税金を納める力のない、しかし、自らの生活を支え、その社会的地位の向上のために必要な知識技能の修得を渴望して止まなかつた人々であり、そのうちの少なからぬ部分は、旧大陸から新大陸に職を求め、生きる道を求めて、おしよせてきた移民の群によつて占められていたといえるのである。彼等の多くは、政治的には、後に結成される民主党の主要な部分を占めることとなり、西部の農民と共にジェファソンと同様地方分権制及び「小さな政府」(small government)を主張し、又彼等の雇用主と共に自由労働(free labor)及び自由経済(economic liberty)を主張していたのである。しかし、同じデモクラットでありながら、教育に対してはさほど熱意を示すことのなかつた西部の農民とは異り、彼等は教育、特に有用な知識の普及に関しては、極めて強い関心を示し、それを保証する税金によつてまかなわれる無償の公立小学校制度確立のための原動力となつたとみ

ることができるのである。かくして、彼等は、小さな政府を主張する一方、有用な知識の普及を主張するかぎりにおいては、明らかに、ジェファソンの考え方を受け継ぐものであつたといえるのである。しかし、彼等は、次の4つの点においてジェファソンによつて代表されるリバプリーカン達とは本質的に異なつた教育に対する考え方もつよになつたといえるのである。

その第一は、ジェファソンの主張が、どちらかという、個人の必要を重視しながらも、新しい政治制度である共和政体のあるべき姿をまずもつて考え、次いで、それに合致した新しい社会の成員の育成をはかるにはどうすればよいかを考えるといつた傾向が強く、その主張するところも、社会の側からの要請つまり、リバプリーカニズムからの要請を代弁するといつた調子のものであつたの⁽²³³⁾に対し、彼等労働者達の主張は明らかに個人個人の側からの基本的権利すなわち自然権(Natural right)の要求に発する主張であつたのである。⁽²³⁴⁾その第二は、ジェファソンが、自然の貴族制を主張し、ともすると能力を固定的にとらえ、又能力のハイアラキカル(hierarchical)な分布をアプリーオリに信じこんでおり、それを前提として、ピラミッド型の教育制度を整えようとしていたの⁽²³⁵⁾に対して、彼等は、ジェファソンの自然の貴族制そのものに対して批判的な態度をとつており、能力のハイアラキカルな分布そのものを認めず、従つてピラミッド型に構築された教育制度をけつして理想的なものとは思つていなかつたことである。又従つてジェファソンの考えていたようなエラボレートな教育制度に代るものを考えていたわけでもなく、彼等の要求していたものは、充実した初等教育であり、その拡張であつたのである。又彼等にとつて私立の中等学校及び大学は、「貴族的」なものであり、当然廃止すべきものであつたのである。⁽²³⁵⁾つまり、彼等にとつて、必要なものは、高等教育ではなく、充実した初等教育であつたといえるのである。

その第三は、ジェファソンをはじめとするリパブリカンも又、デモクラットたる彼等工場労働者達と同様に小さな政府を主張していたこと、については、すでにふれたが、後者は、前者の考えを更に一步前進させ、政府の規模並びに権限を縮小することによつて節約される経費は、当然人々の要求に対して敏感に反応しうる民主的な教育機関の設立のために充当すべきであることを主張してやまなかつたことである。⁽²³⁶⁾

その第四は、ジェファソンらリパブリカンが、政治制度に関しては、小さな政府を主張し、かつ、地方分権制を唱えながら、教育制度に関しては国立大学の設立⁽²³⁷⁾に関心を示し、国民教育制度の樹立⁽²³⁸⁾を考え、又実際に州教育制度の確立につとめるなど、フェデラリストほどではないにしても、かなり中央集権的傾向の強い、国あるいは州を単位とする教育制度の確立を主張し、そのような教育制度を確立してこそ、小さな政府のもつ弱点を補ない、共和国の秩序を維持することが出来るという考え方をしていたのに対して、デモクラットたる彼等労働者達は、自由経済を主張する彼等の雇い主達と共に教育制度に関しても、直接民意を反映しうる徹底した地方分権制を主張していたことである。いかえるならば、公立小学校制度成立のための最も重要な要素となつていたデモクラットたる無産の都市労働者達は、ジェファソン流のリパブリカニズムから少なからぬ遺産を受けつぎながらも、ヴァージニアの名門の出で、土地所有を前提とする独立自営農民によつて構成される農本主義にもとづく共和国を夢みていたジェファソンの考え方についていけるはずもなく、結局、彼等は、ジェファソン流のリパブリカニズムから多くを学びながら、究極的にはそれを否定し、克服して前進せざるを得なかつたといえるのである。事実ジャクソンを支持した民主党員のうちのすくなくともものが、かつては、ジェファソンの率いる共和党の党员であつたのである。⁽²³⁹⁾

このような財産を持たぬ従つて納税能力もほとんどない新しい階級の新しい教育要求は白人

成年男子の普通選挙制の普及にともなつて政治的にも無視しえない力を発揮するようになってゆくのであるが、といつて、アメリカの公立小学校制度が、ひとり彼等のラディカルな要求のみによつて確立されたものではけつしてなく、それは、彼等の要求に刺戟された様々な人々の意識に支えられたものであつたことはいうまでもないことである。ところで、この公立小学校制度確立のための運動を支えた人々のうち、都市労働者以外に、特に大きな役割を果たした人々としては、都市労働者の雇主であつた産業資本家と、教育専門家とをあげることができることについては、すでに指摘してきた通りである。

まず、前者についてみるならば、彼等は、彼等の経営する事業が、ある程度の知識技能を身につけた労働者を必要としていることに気づいており、公立小学校が、彼等の必要とする大量の労働力を提供してくれることを自覚していたため、労働者達ほどラディカルな意識からではないにしても、公立小学校制度の確立には、強い関心を抱くようになっていたのである。彼等は、又自由経済を主張し、政府の権限を最小限にくだめようとしており、結局、労働者達とは異つた立場からではあつたが、労働者達と同様、小さな政府つまり、民衆の自由(popular liberty)と公教育(public education)を主張することになり、19世紀の30年代、40年代における二つの民主的なコミットメントである民衆の自由と公教育制度確立への運動に同調していくことになつたのである。つまり、彼等は、自由経済を主張する者として、西部や南部の農民小さなタウンの商人、銀行家達と共に、ジャクソン流のリベラリズムの支持勢力になると共にジャクソン流のリベラリズムの高潮と並行して確立された公立小学校制度確立のための大きな力となつていつたのである。⁽²⁴⁰⁾

このように、公立小学校制度確立のための運動は、目覚めた労働者達や進歩的な考えをもつ彼等の雇用主達に、まずもつて支えられたものであつたことがわかるのである。しかし、それ

と同時に、それは、より保守的な考え方もつ人々によつても支持されていたのである。彼等の多くは、政治的には、ナショナル・リパブリカン (National Republican) あるいはウィッグ (Whig) 党に属する人々であつたのであるが、彼等は公教育制度の確立が、民衆の間に極端な考え方のひろまることを防ぎ、秩序の維持に役立ち、防犯の機能を果し又政治機構にとつて、一つの安全弁となるという見解からこの公立小学校制度確立のための運動に参加していたのである。⁽²⁴¹⁾ 彼等は、ジェファソン流の古いリパブリカンらと同様、ハイアラーキカルな教育制度を認め、公立小学校の設立に力を注ぐと同時に、アカデミーや大学に対しても強い関心を示し、これらの中等教育機関並びに高等教育機関に対して、公費援助の必要を強調し、それが、民主主義社会においても必要であることを主張しているのである。しかし、ナショナル・リパブリカンはウィッグ党の主張がオールドリパブリカンのそれと異なるところは、彼等が次第にデモクラシーそのものに対して、はるかに好意的な考え方をするようになっていたことである。このような彼等の主張の中には、保守党であるナショナル・リパブリカンやウィッグ党に属しているながら、一見あたかもジャクソン流のリベラリストを思わせるところも見受けられ、彼等の活動が、ジャクソン流のリベラリズムの盛りあがりに影響されたものであつたことは明らかなことである。

ここに、我々は、ジェファソン流の自然の貴族制を志向する教育計画が、そのままの形では、ヴァージニアにおいてみられたごとくエリート⁽²⁴²⁾の養成、つまり高等教育機関の充実に向いがちであり、それを着実に実施するためには、一たんジェファソン流の自然の貴族制の理念そのものが否定され、克服されなければならないという、いりくんだメカニズムを持つものであつたことを認めざるをえないのである。つまり、自然の貴族制を志向するピラミッド型の教育制度の基礎をまずもつてかためるためには、自然の

貴族制以外の指導理念、すなわちグラス・ルーツ (grass roots) な要求でもある平等の原理 (egalitarianism) が導入される必要があり更にそのような原理が導入されるためには、それなりにいくつかの条件のそろつていなければならないことがわかるのである。つまり無月謝の公立小学校制度のいちやく整備確立された地方は、いうまでもなく、ニュー・イングランド地方であり、特にマサチューセッツ州であつたのであるが、そこは、教育に対して深い関心を示していたピュリタン達が最初に住みつき、その厳しい宗教的排他性故に、宗教的等質性を保ちつづけることのできた地方であり、又地理的条件に規制され社会的経済的格差も比較的小さく、植民地時代から税金によつてまかなわれる無償の公立学校制度の萌芽が早くから認められていた地方であつたのである。⁽²⁴²⁾ しかし、宗教的多様性が強く、社会的経済的にも格差の大きかつた中部諸州とりわけニューヨークやペンシルヴァニアにおいては労働組合が早くから結成され、都市におけるジャクソン流のリベラリズム及びエガリタリアニズムの要求も早くから打ちだされ、充実した初等教育を受けることを自然権の一つとして要求する機運も高まつていたにもかかわらず、無月謝の公立小学校制度の確立は、ニュー・イングランド地方よりも、⁽²⁴³⁾ はるかに遅れており、更に、南部諸州に至つては、ニュー・イングランド地方とは異つた意味において、宗教的には比較的等質性を保ちえても、その支配的な宗教団体がピュリタンほど教育に対して深い関心を示してはおらず、その上、社会的経済的格差が著しく、農本的で、固定的な社会構造をもつていたため、ジェファソンのごとき偉大なる政治家の力をもつてしても、無月謝の税金によつてまかなわれる公立小学校制度を確立することは、容易ならざるものであつたのである。⁽²⁴⁴⁾

以上のようにみえてくると、無月謝の公立小学校設立のための運動は、多くの移民を含む目覚めた産業都市の労働者達の教育要求に端緒を発

するもので、それがマンやバーナードらに代表される教育専門家達によつてまず理解されるところとなり、次いで彼等の働きかけを通じて、労働者達の教育要求を受け入れざるをえない立場にあつた都市の企業家達の支持を得て大きく展開していつたものとみることができるのである。しかし、この運動の障害となつたものは、まず第一に子供を私立の小学校やアカデミーに入学させ公立小学校の必要を感じなかつた大土地所有の多額納税者達の反対であり、その第二は、政治的には、都市の労働者達と共にデモクラットとして平等の原則を強調しながら、都市労働者とは異り、子供に父親の受けた以上の教育を受けさせようとはしなかつた農民達の抵抗であり、その第三は、宗派的な宗教教育を基盤としない教育を真の教育とみなすことはできないとする人々の根強い反対であつたといつことができるのである。⁽²⁴⁵⁾

すなわち、アメリカにおいては、日米の教育交渉がはなばなしく行われるようになる19世紀の70年代までに、無月謝の公立小学校制度は、巨視的にみるかぎり、ほぼ確立され、ジエフアソンの教育計画の第一の目的は一応達成されたものとみることができるのである。しかし、それは、様々な目的と動機とを持つた諸力の結合によつて達成されたとみることができると同時に、それは、本質的には、選挙権の拡大と共に、持たざるものを持つたものに対する要求が、公に認められるようになつた一つの成果とみることも出来るのである。いかえるならば、ある意味において、無月謝の税金によつてまかなわれる公立小学校制度の充実度は、新しい産業都市社会の生活にとつて必要欠くべからざる知識技能を自らの経済力では、とうてい身につけることのできなくなつた労働者達の教育要求が、当然の権利の要求として、どの程度まで、産業資本家達に理解され、富裕なる多額納税者達を説得し、現状維持的性格の強い農民をも説きふせ、更に、宗教的偏見と戦ひえたか、そのバロメーターであつたとみることができるのである。

つまり、就学の義務よりは、まずもつて、学校設置の義務が強調され、どれくらいの期間学校が開かれなければならなかつたのか、その期間が問題とされ、各州の憲法や法律にそのことが明記されるようになつたことは、彼等持たざるものの権利が、それによつてどの程度、保証されたかを指し示すものでもあつたとみることができるのである。それは、もはや持つたものを持つたものに対する慈善でもなく、州が保証すべき人々の当然の権利として認められるようになつていたものであつたのである。⁽²⁴⁶⁾ ちなみにアメリカの各州の憲法によつて、当時人々に保証されていた教育が、どの程度のものであつたのかについてみるならば、それは次のようなものであつたといえるのである。

まず州憲法で無月謝の公立小学校の設置を義務づけていた州は、

Ind	(1816)
Mich	(1850)
La	(1852)
W. Va	(1861)
Md	(1861)
Ala	(1868)
Ark	(1868)
Sa	(1868)
Miss	(1868)
N. C	(1868)
S. C	(1868)
Tex	(1869)
Ill	(1870)
Va	(1870)

の14州であり、

各学校が年間すくなくとも3ヶ月間授業すべきことを定めていた州は、

Mich	(1835)
Iowa	(1846)
Wis	(1848)
Cal	(1849)
Kan	(1859)
Mo	(1865)
Ark	(1868)
Fla	(1868)

の8州で、

4ヶ月間授業をすべきことを定めていた州は、Miss (1868), N. C. (1868) の2州、6ヶ月間授業をすべきことを定めていた州は、Md (1864-1867)⁽²⁴⁷⁾ S. C. (1868), Nev (1869) の3州であつた。

学令に関しては、

単に6才以上としていたもの	Pa	(1873)
4才~20才としていたもの	Wis	(1848)
	Oreg	(1857)
4才~21才としていたもの	Fla	(1864)

5才～18才としていたもの

N. J. (1873)

5才～20才としていたもの

Md (1864)

5才～21才としていたもの

Iowa (1857), Miss (1858)

Kan (1859), Mo (1865)

Ala (1868), Ark (1868)

Va (1870)

6才～18才としていたもの

Nev (1864), Tex (1869)

6才～21才としていたもの

La (1868), N. C. (1868)

の諸州であつたのである。

義務就学についての規定を設けていた州は Nevが(1864)に「法律で要求することができる」と規定し、Vaが(1870)に「学校が設置された後、法律で要求することができる」と規定しており、N. C.が(1868)に「6才から18才までのあいだにすくなくとも16ヶ月間就学を義務づける」と規定していたのをはじめとして、

「5才から18才までのあいだに義務づける」

「5才から18才までのあいだに16ヶ月間就学を義務づけることができる」

「6才から18才までの間毎年4ヶ月間就学を義務づけることができる」

「学校が完全に設置された後、6才から16才までの間に24ヶ月の就学を義務づけることができる。」⁽²⁴⁸⁾

といった規定が見受けられるのである。

以上のような規定からも、当時ジェファソンの教育計画の第一の目的が、ほぼ達成されつつあつたことはたしかなことといえる。しかし、それは、それぞれのタウンとかカウティーあるいは教区に、学校の設置を義務づけ、年々4ヶ月乃至は6ヶ月間の授業を保証する段階にかりうじて到達したにすぎないものであつたのである。このようにして到達された教育改革運動の結果が田中らの手を通じて極めて形式的に、「学制」の改革期並びに「教育令」の制定期に日

本に持ち込まれたとみることができるのである。

とすると、一般に明治10年を境として、それまで、大久保一派に支えられていた明治新政府の廃藩置県以来の中央集権的急進的開化政策が、一般民衆、とりわけ地租の重税にあえぐ農民のたかまる不満と抵抗とにあつて挫折し、それにかわつて、「忠義仁礼之風を起し不拔の国の基を築く」ことを主張する木戸一派の漸進政策、宥和政策が採用されるようになり、政府全体の方針が、民力休養、地方委任の方策に大きく転換されるようになるや、それと相呼応して文部省の文教政策も「学制」の積極的な督励政策から、消極的な宥和政策にきりかえられ、「学制」の画一的強行実施政策は、「米国の自由主義教育政策を身肌にしみこませた」⁽²⁴⁹⁾田中らの手によつて、アメリカ流の自由主義の学校制度を樹立するための政策にきりかえられたとする解釈には、かなりの修正が加えられなければならないように思われるのである。

まず、このような解釈において問題となる点は、「学制」の督励政策のゆきづまりに悩んでいた田中が、その打開策をアメリカ流の「自由主義教育政策」に求めたといわれる時そのアメリカ流の「自由主義政策」とは一体具体的にいつて何をさしていたのかということである。又「組織的にして秩序整齐文書の間其全面を窺知すべきこと、之を掌に指すが如く他各国の特殊なる歴史沿革を有して、容易に其姿体を捕捉すべからざると大に其趣を異に」⁽²⁵⁰⁾するフランス学制に倣つた学制に対し「典章完備し、規模盛大にして、殆んど間然すべき所なきが如しと雖、之を實際に施為する際には、幾多の阻礙なきを免れず、況んや当時財政之を伴はざるに於ておや」⁽²⁵¹⁾と批判的な態度を示していた田中が、「学制」を実施するにあつて、李仏戦争において勝利国となつたプロシヤの教育を高く評価しながら、「ドイツ的方向において『学制』を強化することに多大の無理と困難を意識し、アメリカ的教育行政の方向に指針を求めて動いた」⁽²⁵²⁾といわれる時、そのアメリカ教育行政の方

向とは、具体的には一体何を指していたのであろうか。

これまでの研究⁽²⁵³⁾においては、一般に「亜米利加かぶれのした人」といわれ、「米国の自由主義教育政策を身肌にしみこませた人」と評価されている田中が、多様な要素を含み複雑な性格をもつアメリカの教育を、実際、どのように理解し、どのように評価していたかについて、かならずしも正確にはとらえられていなかつたように思われるのである。

田中は「合衆国体は人民の意に従つて政をなす者なれば務て国民の知識を開導して、高尚に趣かしむるを以つて益其国体を堅くするの基と云ふに外ならず蓋し学法を設るの意たる厳を以て迫らんよりは寧ろ寛にして各自を奮起せしむるに妬かずと故に麻沙朱色一州を除けば欧羅巴各国の如く父母たる者をして必其子女を学校に出すべく督促する厳法を用いずと雖も人々亦不学にして人の下に居るを恥じ敢て自ら怠らず是乃ち合衆国一種の習俗にして実に民心を以て学法とする者なり試みにみよ如何なる下賤の民と雖も筆読算を能くせざる者其数甚だ稀なるを⁽²⁵⁴⁾」といっているが、このような田中の表現から、ただちに、土屋博士のように、田中が「アメリカの教育の成立している社会的背景を正しく視⁽²⁵⁵⁾ていることが示されている」と結論づけるには、いささか無理があるように思われるのである。というのは、当時のアメリカ人が、合衆国体なるものをまず第一に考え、寛大なる政府の施策に奮起して国体を堅くするため、厳法をもつて督促されずとも「不学にして人の居るを恥じ」、下賤の民に至るまで、その子弟を学校に出すべくつとめたとはとうてい考えられないからである。そもそも、南北戦争を通じて国に対する意識の高揚があつたにしろ、いまだ個人主義思想が支配的で、典型的な罪の文化圏に属していたと考えられる当時のアメリカ社会において、アメリカ人が、恥の意識から厳法をもつて督促されずとも国体を堅くするために自らはげみ、子弟を学校にやつたという見方には明らかに、大

きな誤謬があつたといわざるを得ないのである。つまり、田中は、下賤の民をも含む多くのアメリカ人が義務教育等の厳法をもつて督促され、強迫されなくとも合衆国体のため自ら進んで、子女を学校に送り出しているのを見て、アメリカ人を「恥を知る国民」として高く評価しているのであるが、田中が下賤なるアメリカ人としてとらえていたのは、おそらく都市労働者であり移民の群れであつたと考えられるのである。とすれば、彼等が敢えて自ら怠らず積極的に子女を学校に出そうとしていたのは何も恥の意識からではなく、自らの生活を守るためであり、自然権を認め、これを保証することを建国の理念としてかかっていたアメリカにおいて、その自然権の延長線上の権利として教育を受ける権利を主張するようになり、それを当然の権利として享受しようとするようになっていたことに由来するものであつたのである。つまり産を持たぬ彼等にとつて税金によつて維持される公立学校において無償ないしはそれに近い安い月謝で教育を受けるということは、彼等にとつて単に大いなる利益であつたばかりではなく、まさに生きるための必須の条件であつたのである。彼等は、新大陸において、持てる者から慈悲を受けるといふ追ひ目を感じることなく、当然の権利として彼等の子女を学校に送り込むことができるようになっていたといえるのである。とすれば、我々は、田中のアメリカを見る眼には大きな誤謬のあつたことを認めざるを得ないのである。彼は、罪の文化を恥の文化の尺度をもつてみていたのである。勤王の志士として知られ、徴士として新政府に召しかかえられる以前は、名古屋の明倫堂において監生や助教並をつとめていたこともあり、当然漢学についても深い造詣を持っていた田中の価値観の根底にあつたものは、結局のところ、「無為にして化す」とか、万物化育の愛の心こそ仁であり、徳を以て仁を行うものこそが王であるといつた調子の中国古来の理想政治、王道政治の思想⁽²⁵⁶⁾であつたのではなからうかと考えられるのである。

確かに田中は岩倉らと共に欧米諸国を歴訪したばかりではなく、フィラデルフィアにおいて、米国独立百年記念博覧会が開かれた際にも、マーレイらと再度渡米しており、どちらの場合においても、新島襄や畠山義成、手島精三、服部一三、折田彦一といった留学経験も豊かで、極めて有能な助手や通訳あるいは随行を伴っており、各国の教育制度について驚くべきほど精力的な調査研究を行つていたのである。その彼が欧米教育の事情に精通していたことは、まちがいのない事実であつたといえる。しかし、これら二回の海外旅行によつて収集されたおびただしい情報も、彼の価値観そのものをその根底からくつがえすまでには至らず、これら収集された欧米諸国の教育制度に関する情報も、結局、彼の極めて東洋的な価値観によつて整理され、評価されていたように考えられるのである。

しかし、田中は、アメリカの「小さな政府」及び制限された政府に関する思想が、実は、いかなる人間といえども、統治者として完全なる資質をそなえたものは、この世にはいるはずもないという一種のペシミズムつまり人間不信論懷疑論にねざすものであり、その意味において、プラトンのリパブリカニズムすなわち哲人政治の可能性を真向うから否定する思想に支えられたものであつたことには気づいていなかったように思われるのである。従つて、アメリカにおいて、人々が嚴法をもつて督促されずとも、その子弟を学校に送り込むのは、儒教的意味におけるじゆん風美俗によるものでもなければ、又不学を「恥じ」ての行為でもなく、文字通りの生きるために必要となりつつあつた教育を生きるための権利の一つとして、主張するものであつたことに、田中は、いまだ気づいてはいなかつたようである。彼は人民にとつて大変な重荷となつていた政府の積極的督励政策を寛大な消極的宥和政策に切りかえさえすれば、人々は、その仁政に感激し、各自奮起するであろうと考えていたようである。しかし、そのような考え方が田中の根底にあつたからこそ、アメリカ

かぶれの自由主義者といわれていた田中と、忠義仁礼之風を起し、不拔の国の基を築く必要を痛感していた木戸とが肝胆相照らす間柄となりうる理由があつたように考えられるのである。

このような田中のアメリカの新興産業都市における下賤の民の性格についての誤認、つまり、英語の読み書きを身につけなければ生きていくことすらむづかしくなつていた移民の群が、大量に工場労働者となつていたという事実を見落していたことが、アメリカ的自由主義思想にもとづくといわれる田中の文教政策の失敗の最大の原因の一つであつたように考えられるのである。つまり、アメリカの下賤の民と日本の下賤の民とは、その性格は全く異つており、彼等が教育を受ける場合の態度にも大きな相異が認められるのである。それは、一方が無償で教育を受ける権利を主張していた時、他方においては、井上毅の言葉を借りるならば、貧富を分たずに課せられる「学校課金一戸二十銭、貧民の疾苦の一つ」⁽²⁵⁷⁾となるという状態にあつたといわれているところに端的にあらわされているといえるのである。しかし、田中の自由主義は、その貧民の疾苦を為政者の一人として、上から温情的にやわらげようとするためのもので、それは、アメリカ資本主義及び初期産業資本主義社会において認められた自由放任主義、個人主義、合理主義および権利義務といった考え方に結びつくものであるというよりは、元田永孚らほどではないにしても、古代中国の理想政治を思わせる情に訴える農本社会特有の徳治主義の思想により近いものであつたように思われるのである。まして、自由主義の国アメリカにおいて発達した公教育制度が、自由主義経済によつてもたらされる極度の富の分配の不均衡に由来する様々な社会的弊害を是正するための一つの手段として発達した側面をも持つものであり、それは、明らかに、貧民たちの教育要求までも自由に満たしうるという意味においてリベラルな考え方もとづくものであつたともいえる反面、そこには、当時の経済的自由主義の主張と

は、全く相容れない考え方、つまり、公共学校制度は野放しの経済的自由主義のもたらす諸々の社会悪を是正する働きをもつものであるという社会主義的考え方ともいえる考え方が含まれていたのである。田中には、その辺の事情もよくのみこめてはいなかつたように考えられるのである。しかし、田中は、自由主義の国アメリカから学ぼうとしていた自由主義とは、単に学校経費を節減し、学校課金の重荷にあえぐ民草の疾苦をやわらげ、民力を休養させるためのものであり、まさにそのためにこそ、学校の施策については出来るかぎり国や府県の干渉を排除し、つとめて学区の人民や教員の自由裁量にゆだね、教育課程を各学校の適宜にまかせ、修業年限も思いきつて短かくしようとするものであつたと考えられるのである。田中は、おそらく以上のような田中流の仁政をしくことによつて、人民自進の氣象を培うことができると判断したものと考えられるのである。しかし、田中は、「日本教育令案」においては、アメリカの教育行政のあり方にならつて、学事に関する実質的な権限を大巾に国から地方、とりわけ学区に委譲する方策をとりながら、形式的には、依然として、全国の教育事務を統理する権限を文部卿に与え（第一章）、更に文部卿には地方官に対し学事を監督する（第五章）という権限を与えており、極めて日本的あるいは東洋的な色彩の濃い非現実的な理想主義的統治方式を法文化しようとしていたのである。

ここに、田中がアメリカかぶれといわれながら、結局は、東洋的な発想法から、いくらも出ていなかつた事実を知るのである。それ故にこそ、彼は、第六章においては、「文部卿は学校の教育国家に害ありと認るときは、之を廃止せしむるの権あるべし。」というどのようにでも拡大解釈の可能と思われる絶対的ともいえる権限を文部卿に無条件に与えることになつてゐるのである。つまり、全ての権限を専有する慈悲深い君主が、その深い慈悲の心から、多くの実質的な権限を臣下に委譲するという考えと共通する

考え方がそこにはつきりと現われていたといわざるをえないのである。そこにアメリカ的自由主義者、急進主義者といわれていた田中に、意外なほどの意識のおくれというよりはさつかくがあつたことを認めざるをえないのである。しかし、この条章は、元老院において、「学校の教旨は其教則に就て見るべく国安に害あるの教則を設けば文部卿府知事県会は決して之を黙許に付せざるべし、又国安に害あることあらば警察官能く之を防止すべし」との理由で、削除されているのである。⁽²⁵⁸⁾これに類似した傾向を示すものとしては、「品行不正なる者は教員たることを得ず」⁽²⁵⁹⁾（第55章）という規定が、元老院において「品行正しからざる者の教員たることを得ざるは因より言を俟たざるなり、且此の如く之を掲ぐるときは、教員を撰ぶに方りて人及其思想の異なるにより其正不正を分別するに苦しまん」との理由で削除されていること。更に「生徒をして道德の性情を函養し、愛国の主義を銘記せしむるは特に教員の注意すべきものとす」（第56章）「生徒は従順にして教員を尊し其指示に悖らざるべし」（第16章）といつた条章が、元老院の議に付される前に、法制局長官、伊藤の手で削除されていること等をあげることができるのである。

すなわち、文部卿の権限を大巾に地方に委譲しながら、そこにはそれによつて予想される混乱をさけるため、道德的側面を強調することによつて始末をつけようとしていた傾向がすくなくならず認められるのである。ところが、そのような徳治主義ともいえる配慮は、法制局及び元老院において削り取られ、田中がとり入れたといわれるアメリカ風の自由主義的な考え方は、ますます大きく屈折され、増幅されていつたと見ることができるのである。しかし、それは、どこまでも、財政難と自由民権運動に対処するための措置であり、又、外国思想の洗礼を受けたことのない、より保守的な元田中ら官廷待講派一派の圧力に対抗する過程において、より一層強化された傾向でもあつたのである。しかし、

このようにいきさつを通じて、アメリカから持ち込まれたジャクソン流のリベラリズムを思わせる自由主義思想は、アメリカとは全く異つた性格をもつ日本の土壌において、全然異質な歴史的な脈の中にはめこまれることになり、異つた歴史的意味を持たされることになつたのである。かくして、アメリカにおいては、ジェファソン流の自然の貴族制を志向する公共学校制度が、ジェファソン流のリパブリカニズムがジャクソン流のリベラリズムによつて一部否定された時、皮肉にも、その基礎が、確立されることになつたといえるのに対して、我国においては、「学制」の目指す自然の貴族制を志向する教育制度の確立は、田中らを通じてもたらされたジャクソン流のリベラリズムに通ずる自由政策の導入によつても実現されることはなく、田中を中心とする消極的自由主義文教政策は、いわゆる「自由教育令」の制定を頂点として失敗におわらざるを得なかつたのである。といつて、田中の一般に認められていた教育史上の役割を否定したり、又低く評価したりしようとするものでないことは、いうまでもないことである。というのは、自然の貴族制の理念に支えられた教育制度の確立そのものが、実は極めて実現しがたいメカニズムをそのうちに含む、一つの夢でもあつたからである。つまり、「学制」の志向する遠大なる夢は、「教育令」を経ることなくして現実の問題としてとらえなおされ、実際に実現可能となる契機を持つことはなかつたと考えられるからである。その意味において、田中は、どちらかという損な役割を引き受け、その損な歴史的役割を立派に果たしたといえるからである。しかし、田中のアメリカの自由主義教育そのものの見方には、文化の交渉といつたものを考える際には、常に問題となる興味あるくいちがい認められ、そのくいちがいを見落すわけにはいかなないのである。

ところで何故に、このようなくいちがいが生ずるようになったのであろうか。理想とする政治体制の根本的相異をはじめとして、両国民の

価値意識の相違等、その原因には、様々なものがあつたと考えられるのである。しかし、そのより基本的な原因としては、まず第一に、我国には、原則として貧富を分たず課せられることになつていた学校課金の重荷を、お上の命令としてあえぎながらも可能なかぎり担つていこうとしていた貧しい農民の群はいても、アメリカにおいて、公立初等教育制度確立のための原動力となつたと考えられる無償の基礎教育を生きるための権利として主張してやまなかつた移民の群、すなわち都市工場労働者の群といつたものは、いまだ発生してはいなかつたことをあげることができるのである。

第二の原因としては、我国には、より高等の教育に対する強いあこがれはもつていても、それを自らの資力であがなりことはとうてい不可能な旧下級武士層の子弟はいても、アメリカにおいて、無償の初等教育制度確立のために、納税者としてあえて必要な経費を負担するとともに、自らの子女のためには、多様な実際の教育内容をもつ中等教育機関をも維持しえた、教育熱心な新興中産階級の発達は、いまだみとめられず、マーレイ自身が、日本の中等教育制度の担い手となるものと期待していた富裕なる平民層は、「いまだ学問を攻襲せんとする志気を欠く」状態にあつたことをあげることができるのである。

つまり、自然の貴族制を可能にする公共学校制度が成立するためには、何といつてもそれを必要とするいくつかの社会階層といつたものが形成されている必要があるように思われるのである。しかし、そのような階層の充分なる形成は、アメリカにおいても、ジェファソンが、自らの起草した法案をヴァージニア州議会に提出してから、ほぼ1世紀を経過するその過程のうちにおしよめられたものであり、一朝一夕にして形成されたものではなかつたのである。このような状況のもとに、我国において、自然の貴族制を強く志向するピラミッド型のラダーシステムをとる教育制度の確立が強力に試みら

れながら、その試みに失敗したとして、それは無理からぬことといわざるをえないのである。その後、我国の教育制度は、プロイセン等の教育制度にならつて整えられることにより、それは、仲教授も指摘しておられるように、能力や適性に応ずるよりは、実質的には社会階層と深い関係をもつ、いわゆる階級的複線型学校制度を発達せしめることにならざるをえなかつたのである。⁽²⁶⁰⁾

又、このようなジェフアソン流の自然の貴族制並びにジャクソン流のリベラリズムとも相通ずる考え方に導かれた極めて急進的ともいえる明治初期の文教政策は、同時に、

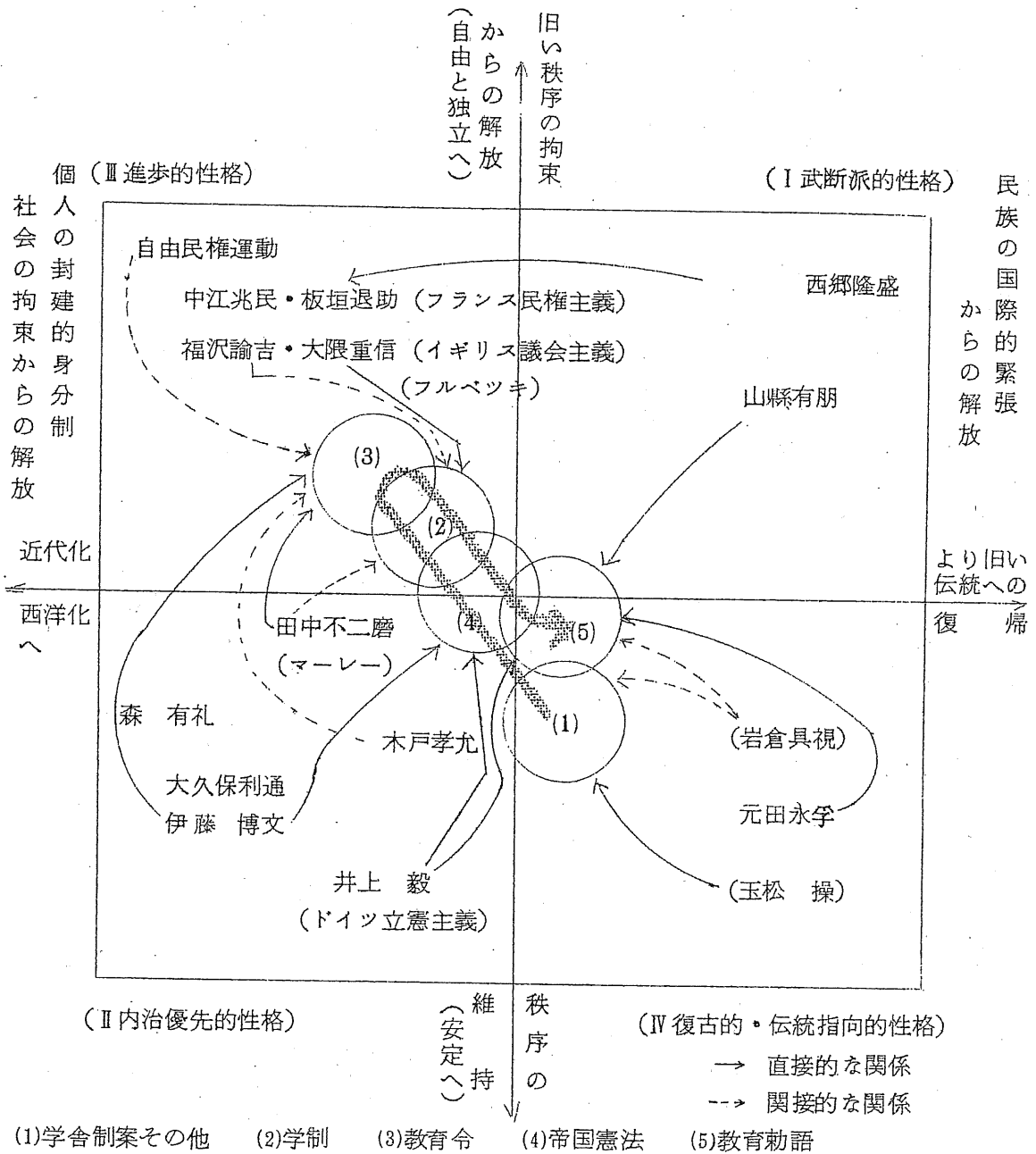
「明治四年の末に及びて文部省創置の際学制を一変し、専ら欧米を模倣し、我古来の風を除去し、道德忠孝を捨てて専ら知術技芸を講習するを務となす、爾来洋学者流勢を得、浅劣未熟の識見を以て妄に欧米の皮相を説き、旧を排し新を銜じ、上下靡然風を成し、勢の馴致する所小学の児童に至るまで自国を卑悪し他国を尊崇し、嚮の所謂大義名分殆んど將に地に墜んとす、政治民情今日の如きを致したるは其学制の変革に原因するの証憑判然たり」⁽²⁶¹⁾との厳しい非難を受けることになり、その失敗は、文部省の責任者達の「欧米各国伎芸文物の勢大に眩惑」⁽²⁶²⁾された「浅見浮薄」⁽²⁶³⁾な政策によるものとされ、国学と漢学の対立から一時退潮を余儀なくされていた保守グループ、とりわけ元田永孚を中心とする宮廷待講一派の復活を許すことになつたのである。以後明らかに一種の伝統復帰の傾向が認められることになるのであるが、このような伝統復帰の傾向は実は当時のリーダー達の間にも普通に分けもたれていたりくんだ複雑な性格に由来するものと考えられるのである。それは次頁の如く図式化して示すことができるように思われる。

すなわち、このような伝統復帰の傾向は、様々な力の反映としてとらえられるが、とりわけ、それは、当時の文教政策の担い手であつた武士官僚のいりくんだ性格を反映するものであつた

と考えられるのである。彼等の多くは下級武士あがりの官僚として、内外の状況の変化に対してきわめて敏感なレーダー装置を性格的に持つ者達であつたといえるのである。ところでそのレーダー装置を構成していたものとして、次の一見相矛盾しているように見える4つの性格をあげることができるのである。その第一は、西郷隆盛や山県有朋らに代表されるいわゆる武断派的性格とでもいうべきものであり、その第二は、井上毅、木戸孝允らに代表される秩序の維持を重視する内治優先派的性格であり、その第三は、武士としての結果を何よりも重視する実地的な性格であり、最後に勝利を得るためには、はじめは、不本意と思われたとでもあえて実行しうる進歩的的性格であるといえるものである。その第四は、既存の伝統的価値観の枠組を乗り越えて不本意な行為をあえてする際には、極めて強い「恥」の意識をもつ性格であり、強い伝統指向的性格であるともいえるのである。それは又、維新のそもそもの原動力となつた復古の精神とも結びつくものであり、第三と第四の性格の関係は、伊藤博文の英国留学に際してのものした一首、「ますらをのはじをしのびてゆく旅は、すめらみくにのためとこそしれ」という歌によくいいあらわされているものであつたといえることができるのである。

ところでこの4つの性格は、一見相反したもののように見受けられるが、当時多くの武士達の間にも共通に見受けられた性格であつたといえるのである。しかしてこれらの4つの方向を異にする性格を同時に持つた武士あがりのリーダー達をとりこむ状況には、次のようなぬきさしならぬ3つの要請があつたように考えられるのである。その第一は、何といても、国際的な危機状態に由来する緊張から民族を解放しなければならぬという要請であり、その第二は、旧封建的な身分階級社会の拘束から個人の力を解放していかなければならぬという要請であり、その第三は、これら第一と第二の対外的要請と対内的要請とを、近代化という方向におい

(明治初期における武士あがりの官僚群の
いりくんだ社会的性格と教育政策の推移)



それぞれの枠組中の人物名は、その人物に枠組内の性格が最もよくあらわれていることを例示するものであり、例示した人物名の人々が、実際に枠組内の性格のみを持っていたことを意味するものではない。否、当時の多くの武士あがりのリーダー達は程度の差こそあれ、これら4つの相反する性格を共通に持っていたように考えられるのである。我々は、それを福沢と西郷、伊藤と大隈、井上と元田らの間に意外に近い関係があつたことを知るることによつて、確認することができるのである。

て解決しなければならないという要請であり、より具体的には、武士として最終的に日本を守るためにいかに日本を西歐化していくかという要請であつたのである。

このような抜きさしならぬ3つの方向を異にする諸々の要請の中において、まず互いに引きあう4つの性格のうち第四の性格、つまり維新の精神ともなつてあらわれてくる伝統指向的、復古的の性格が強調され、その反映として、皇道至上主義をとらえ、皇学を本体とし漢学、洋学を副とする「学舎制案」をはじめとする高等教育機関発足に関する動きが、認められるのである。⁽²⁶⁴⁾しかし、この伝統復帰又は伝統指向的性格は、皇学を本体とするものと、漢学を重要視するものとに分裂していく傾向が見受けられ、両者の抗争を通じて弱体化される傾向をもつていたのである。と同時に岩倉をはじめとする政府首脳者の外遊により、一時的に政府内の力の均衡状態が大きくくずれ、第二及び第四の性格が

弱められ、従つて、秩序維持への力が弱体化され第一と第三の性格に支えられた解放への力が強化され、そのような均衡状態のくずれに応じて、第三の性格の反映とみることの出来る、又自然の貴族制の確立を志向するとみることの出来る「学制」が制定され、その実施が懸命に試みられることになつたのである。しかし、そのような試みは、すでにこれまでにみえてきたような状況の下で困難を極め、そのゆきづまりの打開策として、ジャクソン流のリベラリズムの影響とみることのできるいわゆる「自由教育令」の制定がなされたのである。しかし、それは全く異つた状況のもとにおいて全く異つた歴史的な文脈の中に、はめこまれたという感じをまぬがれないのである。しかして、それは「学制」実施のゆきづまりと共に次第に回復しつつあつた第二、第三の性格のよみがえりを助長するという皮肉な結果を招くことになつたとみることのできるものである。

(注)

- (1) David Murray Collection (File VII) Contract with Japanese Government.
- (2) Ibid.,
- (3) このマーレイ到着の日附は最近までさだかではなかつたが、内閣総理大臣官房総務課所蔵公文録によつて、明らかとなつた点である。
- (4) 開国百年記念文化事業会編：明治文化史：Ⅲ 道德編：op.cit., p.408
- (5) 土屋忠雄：明治前期教育政策史の研究：op.cit., pp.134-135
- (6) 明治文化史Ⅲ教育編：op.cit., p.55-56
倉沢：小学校の歴史Ⅰ：op.cit., pp.1020-1021
- (7) 文部省第一年報：明治6年(1873) pp.142-148
- (8) U.S. Bureau of Education:

- Circular of Information of the Bureau of Education (No.2-1875), Education in Japan, Washington Government Printing office, 1875, pp.19-30
- (9) 文部省第一年報：op.cit., p.142
 - (10) Circular of Information :No.2-1875, op.cit., p.19
 - (11) 倉沢：小学校の歴史Ⅰ：op.cit., p.1021
 - (12) この部分の原文は……it(education) may have failed in giving to the nation that impulse towards material development, which western civilization has developed となつてゐるのに対し、文部省第一年報における邦語訳は、「実地の進歩を得せしむる能はず」と極めて端折つた訳になつており、「物質

- 的な繁栄」(material development) といった言葉は見受けられなくなっていることは興味ある点である。
- Circular of Information, No.2-1875, op.cit., p.20, 文部省第一年報: op.cit., p.143
- (13) 福沢諭吉: 福翁自伝: 岩波文庫 昭和40年(1965), p.198
- (14) 「学制」の実施に関しては、その着手の順序が定められていたが、それについては、発達史: op.cit., 第一巻, pp.342-344
- (15) 文部省では、“new methods”を「新学則」と訳している。
- (16) Circular of Information :No.2-1875, op.cit., p.25
- (17) 高橋: op.cit., p.159
- (18) 文部省第二年報: 明治7年(1874), pp.25-31
- (19) Circular of Information, 2-1875, op.cit., p.25
- (20) 文部省第二年報: op.cit., p.31
- (21) Circular of Information, 2-1875: op.cit., pp.25-26
- (22) ちなみに、当時の学校長は、マーレイの教え子の畠山義成であつた。
- (23)(24) 文部省年報には“laboratories”を「精練局」と訳しており………
“increased facilities”を「便宜を得せしむること」と訳してある。文部省第一年報. op.cit., p.148
- (25) この有能な外国人校長とは、いうまでもなく、スコット(Morion McCarrel Scott)のことと思われる。形式的には、校長は諸葛信澄ということになつていたが、外国人の多くは、スコットが校長であると思つていたようである。
- (26) 文部省第二年報: op.cit., p.31
- (27) Circular of Information, 2-1875: op.cit., pp.21-22
- 翻訳には、このことについて、いくつかの誤りが認められる。
- (28) Cubberley: Public Education in the U.S. op.cit., p.228
- (29) マンもバーナードも、女子は、教師として雇う場合単に安上りであるばかりでなく、教師としては、男子よりもすぐれた点をもつており、子供を教えることに一つの神聖なる使命ともいふべきものをもつていつている。
Curti: The Social Ideas of American Education: op.cit., p.17
- (30) マーレイは、日本が、近代国家となるために必要でありながらその伝統において欠けているものは何であるかということに絶えず関心をもつていたように見受けられる。そのようなものを彼は“wants”という言葉を用いてあらわしている。
Circular of Information, 2-1875, op.cit., p.21
- (31) Mori Arinori: Education in Japan op.cit., p.144
- (32) Circular of Information 2-1875: op.cit., p.20
- (33) Circular of Information op.cit., p.20
- (34) 文部省第二年報: op.cit., p.25
- (35) 「学制」(第30章) 明治以降教育制度発達史、第一巻: op.cit., p.287
中島太郎: 近代日本教育制度史, op.cit., pp.48-49
- (36) 江木千之翁経歴談刊行会: 江木千之翁経歴談上, p.38
- (37) 国民教育奨励会編纂: 教育五十年史、東京民友社(大正11年)1922年, p.3
- (38) Ibid., pp.20-21
- (39) 文部省第二年報: op.cit., p.31
- (40) Ibid., pp.28-29

- (41) Ibid., pp. 27-28
- (42) マーレイは、明治6年6月に、はじめは、御雇学校督務という肩書きで、着任しているが、翌年7年10月から「学監」と称せられるようになっていく。
- 文部省第二年報：op. cit., p. 390
- (43) 人文主義学校については、Brubacher, John S; A History of the Problems of Education: McGraw-Hill Book Company Inc 1947, pp. 420-425
- (44) 文部省第6年度(明治11年) pp. 7-38 David Murray Collection (File 1). Report upon the Public Schools of Tokyo : 1878
- (45) Ibid., pp. 17-18
- (46)(47)(48) Ibid., p. 18
- (49)(50)(51) 文部省第6年報：op. cit., p. 18
- (52)(53)(54) Ibid., p. 18
- (55) Ibid., pp. 19-20
- (56) 中島太郎：近代日本教育制度史：op. cit., p. 125
- (57) 倉沢剛：小学校の歴史II ジャパン・ライブラリー ビューロー株式会社、昭和40年(1965), pp. 23-26
- (58) Ibid., p. 29
- (59) 倉沢剛：小学校の歴史I：op. cit., 序、III
- (60) Mori Arinori: Education in Japan: op. cit., p. 98
- (61) 明治以降教育制度発達史：op. cit., p. 311
- (62) 中島太郎：近代日本教育制度史：op. cit., p. 48
- (63) 明治以降教育制度発達史第一巻：op. cit., pp. 552-553
- (64) David Murray Collection (File 1) Report on Educational Exhibit at Philadelphia International Exhibition 1877
- (65) Circular of Information : 2-1875, op. cit., p. 25
- (66) Butts & Cremin: op. cit., pp. 418-419
- (67) David Murray Collection, Japanese Education, Ancient and Modern
- (68) 明治以降教育制度発達史：op. cit., p. 297
- (69) この文部省予算が決定されるまで、いかに難航をきわめたかは、倉沢剛：小学校の歴史I, op. cit., pp. 282-332に詳しい。この130万にがしかの文部省予算は、最初提出された概算要求300万円が、半額以下にまでけずられて、やつと決定したものである。
- (70) David Murray Collection : (File I), Report upon Education Exhibit at Philadelphia International Exhibition, 1877
- (71) David Murray Collection : (File I), "Japanese Education Ancient and Modern prepared for Philadelphia International Exhibition 1875
- (72) 師範学校編輯：小学読本巻一、文部省刊行、明治7年改正 吉野作造：明治文化全集：10巻：日本評論社：昭和3年(1928) p. 522
- (73)(74) 野田義夫：明治教育史：育英社、明治40年(1907年) p. 24
- (75) 倉沢剛：小学校の歴史I：pp. 771-895 Scott, Morion McCarrell: Education in Japan, The Hawaii Monthly. 1 (Nov 1884)

- p. 256
 開国百年記念文化事業会：日米交渉史Ⅲ
 op. cit., pp. 355—368 等参照
- (76) 文部省第六年報：op. cit., p. 5
 (77)(78) Ibid., p. 15
 (79) Cubberley: Public Education in the United States, op. cit., pp. 177—206 ちなみにコナン博士は、マーレイが来日する 2 年前の 1871 年まで、すべての州において授業料制 (rate-bill) が廃止されたといっている。
 Conant: Thomas Jefferson and the Development of American Public Education op. cit., p. 36
 (80)(81) 文部省第六年報：op. cit., p. 36
 (82) Ibid., p. 15
 (83) 同じ項目は「学制」の公布後も、「学制」実施の順序を明らかにした際にも発表されているが、これは「学制」公布以前の明治 5 年 6 月に発表されたものである。
 中島太郎：近代日本教育制度史：op. cit., pp. 29—30
 (84) David Murray Collection (File 1). Japanese Education Ancient and Modern op. cit., The Development of Education in Japan for the University Magazine, Union College, April 1904 op. cit
 (85) 明治以降教育制度発達史 I, op. cit., pp. 776—779
 (86) 教育五十年史：op. cit., p. 1
 (87) 明治以降教育制度発達史 I, op. cit., p. 670
 (88) Cubberley: Public Education in the United States: op. cit., pp. 128—137 にアメリカにおける助教制の普及の様子が示されている。
- (89) 教育五十年史：op. cit., p. 18
 (90) 倉沢剛：op. cit., p. 532
 (91) 日本文化交渉史Ⅲ, op. cit. p. 412
 (92) Honolulu Star Bulletin, ed., Man of Hawaii I, Honolulu, 1917—1935
 (93) Anderson, Ronald S.: Japan, Three Epochs of Modern Education Washington, 1959 p. 7
 (94) 倉沢剛：小学校の歴史 I, op. cit., p. 533
 (95) マツキンレイ、ハイスクールが、やがて日系米人の社会的地位の向上のために果たした劇的役割にかんしては、Wist Benjamin O., A History of Public Education in Hawaii, October 15, 1840, to October 15, 1940, Honolulu, The Hawaiian Educational Review, 1940, Fucks, Lawrence H.: Hawaii Pono: op. cit., の Seeds of Democracy pp. 263—298
 (96) Scott M.M., Education in Japan: The Hawaiian 1 (Nov. 1884) pp. 253—257
 (97) Scott M.M.: Memoris of Japan: The Mid-Pacific Magazine 1 (Feb 1920). pp. 117—119
 (98) 海後宗臣氏もスコットは師範教育の経験をもっていたといっておられるが、これは確かなこととはいいがたい。明治文化全集第 10 巻、op. cit., p. 40
 (99) その意味において、井上久雄博士の指摘は全く正しいと思われる。：井上久雄：op. cit., p. 290
 (100) カルキンについては、Edward & Richey: op. cit., pp. 583—584
 (101) Circular of Information

- :No.2-1875, op. cit., p.22
- (102) Thayer V. T.: The Role of the School in American Society Dodd, Mead & Company, 1960, PP. 228-230
- (103) 倉沢剛: 小学校の歴史 I: op. cit., p. 919
- (104) Scott: Education in Japan: op. cit., p. 256
- (105) Ibid., p. 255
- (106) 倉沢剛: 小学校の歴史 I, op. cit., p. 879
- (107) 倉沢剛: 小学校の歴史 I, op. cit., pp. 920-930, 土屋忠雄: 明治前期教育政策史の研究: op. cit., pp. 200-206, 日米交渉史 III, op. cit., pp. 268-269, pp. 369-375
- (108) 野田義夫: op. cit., pp. 324-325
- (109) Circular of Information, 2-1875, op. cit., p. 21
- (110) マーレイと伊沢修二との関係については、上沼八郎: 伊沢修二、人物叢書、吉川弘文館、1962 参照
- (111) 明治11年2月にも文部省は、師範学科伝習のため、3名の留学生を派遣しているがこの時は、英仏独の三国に送り出している。このことから、当時、我国教育界の関心がアメリカに強く引きつけられながらも、かつして、アメリカ一辺倒ではなかつたことがわかる。
明治以降教育制度発達史 I, p. 839
- (112) Twelfth Annual Report of the Board of Education: Together with the Seventh Annual Report of the Secretary of Board, (1848)
- (113) Gurti, Merle: op. cit., p. 113
- (114) Twelfth Annual Report (1848), op. cit., pp. 569-589
- (115) Gurti, Merle: op. cit., pp. 112-114
- (116) Cremin Lawrence: The Republic and School Horace Mann, Columbia Univ 1962 pp. 5-7
- (117) Gubberley: Public Education in the United States: op. cit., pp. 378-379
- (118) Butts & Cremin: op. cit., p. 287
- (119) Gubberley: Public Education in the United States: op. cit., p. 382
- (120) このことは、マンの Seventh Annual Report.. (1843) にくわしく報告されている。
- (121) Brubacher: op. cit., p. 230
- (122) Demarest: op. cit., pp. 364-367
- (123) Page, David. p.: Theory and Practice of Teaching New York, A. S. Barnes & Co 1853
- (124) Gubberley: Public Education: op. cit., p. 377 ページの略伝は: 明治文化全集: 第十巻: 教育篇, op. cit., pp. 291-295
- (125) 明治文化全集: 第十巻: 教育篇: op. cit., 「彼日氏教育論」 pp. 169-170
- (126) Ibid., pp. 170-172
- (127) Brubacher: op. cit., p. 230
- (128) Ibid., p. 510 参照
- (129) 後に、このオスウエーゴの市立師範学

- 校は、州に移管され、オルバーニ師範学校と同様、ニューヨークの州立師範学校となつている。
- (130) Cubberley: Public Education in the United States: op. cit., pp. 385-388
- (131) Ibid., p. 353, Edward & Richey, op. cit., p. 583
- (132) Edward & Richey: op. cit., p. 585
- (133) Ibid., op. cit., p. 583
- (134) ポイデンに関しては、Forty first Annual Report of the Secretary of Board of Education (Massachusetts, 1878) 参照のこと
- (135) 明治文化全集: 第10巻, 教育篇: op. cit., pp. 457-516
- (136) Ibid., p. 38
- (137) 上沼八郎: 伊沢修二の人と思想: op. cit., p. 131
- (138) 教会における礼拝にオルガンを使用することさえ拒否していたピュリタンの伝統を考えると、このような主張が、いかに革新的なものであつたかがわかるのである。Cubberley: Public Education in the United States: op. cit., p. 356
- (139) Ibid., pp. 355-356
- (140) 加茂英夫「マサチューセッツ州立公立学校に於ける音楽教科導入について」未公開修士論文(昭和33年東北大学提出)参照
- (141) ペイジは教師の学ぶべき教科として、21の教科をあげているが、その最後に音楽をあげている。明治文化全集第10巻 op. cit., p. 163
- (142) 堀内敬三、井上武士編: 日本唱歌集: 岩波書店、昭和34年参照
- (143) オスウエーゴの福音は、ひとりアメリカ全土のみならず、カナダ(3)、ハワイ(3)日本(1)、メキシコ(1)、サンドウイチ島(1)南アメリカ諸国(4)にも伝えられたといわれている。()内は、オスウエーゴの光をもたらした卒業生の数
- Cubberley: Public Education in the United States: op. cit., p. 388-389
- (144) ジョホノットを通じて展開された我国の「開発主義」教授理論の性格とその運命については、稲垣忠彦: 「開発主義」教授理論の史的考察: 東北大学教育学部: 研究年報ⅩⅦ, 1964, pp. 95-145 特に p. 117, 以下参照。
- (145) Brubacher: op. cit., pp. 231-233
- (146) 杉本: 近世実学史の研究, 江戸時代中期における科学、技術学の生成, 吉川弘文館, 昭和37年, 参照
- (147) 明治文化全集: 教育篇(第10巻), op. cit., p. 27
- (148) 文部省第二年報: op. cit., p. 31
- (149) 明治以降教育制度発達史Ⅰ: op. cit., pp. 802-803
- (150) Ibid., pp. 805-806
- (151) Ibid., pp. 807-808. 教育内容及び使用教科書等については、野田義夫: op. cit., pp. 317-319 参照
- (152) 明治以降教育制度発達史Ⅰ: op. cit., pp. 812-813
- (153) 教育五十年史: op. cit., p. 73
- (154) 明治以降教育制度発達史: op. cit., p. 802
- (155) Ibid., p. 807
- (156) 明治以降教育制度発達史Ⅰ: op. cit., pp. 483-486
- (157) Circular of Information No. 2-1875, op. cit., p. 24
- (158) Cubberley: Public Education in the United States, op. cit., pp. 455-459

- (159) 野田義夫：op.cit., p.401
- (160) David Murray Collection (File I) Japanese Education Ancient and Modern op.cit., 参照
- (161) 明治以降教育制度発達史 I, op.cit., pp.731-732
- (162) 中島太郎：近代日本教育制度史：op.cit., pp.211-212
- (163) Wilkinson, Rupert; The Prefects, British Leadership and the Public School Tradition, A Comparative Study in the Making of Rulers, London Oxford University Press, 1964, p.205~215
- (164) 文部省第五年報(明治10年), op.cit., pp.423-425
- (165) 文部省第六年報(明治11年), pp.343-344
- (166) 文部省第七年報(明治12年), pp.373-374 を参照
- (167) 予備門4ヶ年の課程を卒えて学部に進む際は、「本人の選に任せ」られていた。明治以降教育制度発達史 I : op.cit., p.441
- (168) 文部省第五年報(明治10年) pp.416-417, p.419
- (169) 文部省第六年報(明治11年) pp.330-333
- (170) 文部省第七年報(明治12年) pp.362-364 を参照
- (171) 文部省第五年報：op.cit., p.416
- (172) 文部省第七年報：op.cit., pp.362-363
- (173)(174) 文部省第六年報：op.cit., p.340
- (175) 文部省第六年報：op.cit., p.340
- (176) 文部省第一年報：op.cit., p.153
ちなみに、明治7年には、開成学校の外国人教師は21名であつたが、そのうち、アメリカ人は5名であり、ドイツ人5名、フランス人5名と同じ比重を占め、イギリス人が6名で、最も多かつたのである。
- 文部省第二年報：op.cit., pp.466-467
- (177) 日米文化交渉史：op.cit., p.411
- (178) David Murray Collection (File 1), "Report upon Educational Exhibit at Philadelphia International Exhibition" 1877, 参照
- (179) Demarest : op.cit., pp.251-252
- (180) David Murray Collection (File 1), "Report upon Educational Exhibit at Philadelphia International Exhibition" 及び "The Development of Education in Japan" Prepared for University Magazine
- (181) 文部省第一年報：op.cit., pp.153-154
- (182) 明治以降教育制度発達史 I, pp.697-698
- (183) Ibid., p.758
- (184) 明治6年4月28日、文部省布達第57号 学制二編追加、189章、190章、194章、195章参照、明治以降教育制度発達史 I, op.cit., p.311
- (185) 文部省第五年報：op.cit., p.413
- (186) 明治以降教育制度発達史：op.cit., pp.757-758
- (187) 文部省第五年報(明治10年) : pp.419-420
- (188) 文部省第六年報：op.cit., p.336
- (189) 文部省第七年報：op.cit., p.366
- (190) 文部省第六年報：op.cit., p.335
- (191) 萬成博：ビジネス・エリート：日本における経営者の条件：中公新書：昭和40年 pp.53-54 参照
- (192) 文部省第六年報：op.cit., p.336
- (193) 文部省第七年報：op.cit., p.360
- (194) 文部省第六年報：op.cit., p.332
- (195) Ibid., op.cit., p.332
- (196) 大久保利謙：明治文化資料叢書：op.cit., pp.77-79
- (197) このようなマーレイの考えは、彼の書いたものの中の各所に認められることであるが、

- 特に、中等教育機関の設置に関して、その役割を重視していたことは、すでにふれたところである。Circular of Information No. 2-1875. op. cit., p. 26
- (198) 倉沢剛：op. cit., pp. 1030-1031
- (199) この教育政策の転換に関して、倉沢博士は、「西南の役は、この教育政策の転換となんら直接の関係はない。」と断言し、これまでの通説をはつきりと否定しておられる。Ibid., P. 1032
- (200) 倉沢剛：小学校の歴史，op. cit., P. 566, P. 1032
- (201) 文部省第五年報：op. cit., P. 404
- (202) Ibid., PP. 401-402
- (203), (204) Ibid., PP. 446-447
- (205) 中島太郎：近代日本教育制度史：op. cit., P. 52
- (206) 「各学部には、到底邦語を用いて教導するを以て目的とすと雖も現今の事情已むを得ず姑く、英語を専用し、且法蘭西、目耳曼の二語中、其一を兼習せしむ但し、法学部の生徒は必ず法蘭西語を学ばしむる者とす。」とされていたのである。文部省第六年報：op. cit., P. 340
- (207) 文部省第五年報：op. cit., P. 414
- (208) Seybolt, Robert Francis: The Public Schools of Colonial Boston, 1634-1775, 1935. PP. 66-69
- (209) 文部省第五年報：op. cit., P. 414
- (210), (211), Ibid., P. 414
- (212) Ibid., P. 414
- (213) 東京英語学校の校則及び東京大学予備門の教則は、明治以降教育制度発達史 I, PP. 759-770, PP. 771-776
- (214) 文部省第六年報：op. cit., P. 340
- (215) 明治以降教育制度発達史 I, op. cit., P. 758
- (216) Griffis: Japanese Students in Rutgers College, Rutgers Graduates in Japan, op. cit., PP. 21-27
- (217) 明治以降教育制度発達史 I, op. Cit., P. 770
- (218) Demarest: op. cit., PP. 410-412
- (219) Griffis: The Rutgers Graduates in Japan: op. cit., Notes and Appendices III Japanese Students in Rutgers College, P. 21
- (220), (221) 文部省第六年報：op. cit., P. 359
- (222) この頃までに、州立大学をもつていた州は、それでもわずかに17州に過ぎなかつたといわれている。Cubberley: Public Education in the United States: op. cit., P. 268
- (223) Conant: Thomas Jefferson and Development of American Public Education: op. cit. P. 3
- (224) Knight: A Documentary History of Education in the South before 1860 II, op. cit., PP. 153-156
- (225) Conant: Thomas Jefferson and Development of American Public Education: op. cit., PP. 29-30
- (226) Ibid., PP. 29-31
- (227) Ibid., PP. 32-33
- (228) Ibid., P. 75
- (229) ちなみに当時、ニューヨークで小学校教師に年々支払われていた金額は、約160,000ドルであつたといわれているのであ

- る。Ibid., P.33
- (230) Cubberley: Public Education in the United States, op.cit., P.272
- (231) Ibid., P.414
- (232) Rush, Welter: Popular Education and Democratic Thought in America, op.cit., p.102
- (233) Ibid., P.36
- (234) Cubberley: Public Education in the United States op.cit., p.166.
- (235) Rush, Welter; op.cit., PP.56-57
- (236) Ibid., P.57
- (237) Knight: A Documentary History of Education in the South Before 1860, op.cit., II. PP.28-30
- (238) Ibid., P.260
- (239) Conant: op.cit., P.10 ピアード: アメリカ合衆国史: 上巻: PP.297
- (240) Rush: op.cit., P.60
- (241) Ibid., PP.74-82
- (242) Small, Walter H., Early New England Schools, Boston, Ginn, 1914. Cremin & Butts: op.cit., PP.100-104, PP.246-247
- (243) Ibid., PP.107-108, PP.247-249
- (244) Ibid., PP.104-107, PP.250-251
- (245) Welter; op.cit., PP.103-104
- (246) 例えば、1868年のノース・カロライナの憲法は、人民の教育権に関して、次のように定められている。"The people have a right to the privileges of an education, and it is the duty of the States to guard this right"
- Circular of Information of Bureau of Education: 1867-1875, Washington 1875, P.103
- (247) Ibid., P.104
- (248) Ibid., P.108
- (249) 倉沢剛: op.cit., P.1036
- (250), (251) 開国五十年史: op.cit., P.709
- (252) 土屋忠雄: 明治前期教育政策史の研究, op.cit., P.171
- (253) 教育五十年史: op.cit., P.5
- (254), (255) 土屋忠雄: 明治前期教育政策史の研究, op.cit., P.171
- (256) 西尾豊作: 田中不二磨伝 昭和9年(1934年) 参照
- (257) 倉沢剛: 小学校の歴史II, op.cit., P.13
- (258) 削除のいきさつについては、大久保利謙: 明治文化資料叢書, op.cit., PP.133-134, PP.148-149
- (259) Ibid., PP.141-142, PP.149-151
- (260) 仲新: 明治の教育: 日本歴史新書, 至文堂、昭和42年(1967), P.306
- (261) 倉沢剛: 小学校の歴史II, PP.1047-1048
- (262)(263) Ibid., P.1049
- (264) 中島太郎: 近代日本教育制度史: op.cit., P.1~14